別記様式第３号（第８条関係）

【議会基本条例第 10 条第１項関係】

政策等情報の説明資料

令和２年６月定例会

議案の件名	議案第 38 号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画 ・ 事業 ・ [条例] その他（　　）

〈政策等の概要〉

本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

〈他の自治体の類似する政策等との比較〉

今回の一部改正案件については、北河内７市において、国の財政支援の基準に基づく同様の改正を行う。

〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
2,695		2,695			

〈政策等を必要とする背景〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要である。そのため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第２弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれ、３月 10 日付厚生労働省保険局国民健康保険課発出の事務連絡にて傷病手当金の支給について検討するよう要請があった。

国民健康保険制度における傷病手当金の支給は、任意給付として条例等を制定して行うこととされており、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行う。

〈将来にわたる効果及びコストの状況〉

被用者に傷病手当金を支給することで、仕事などの休職しやすい環境を整備し、将来にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。

傷病手当金の支給額については、国が特例的な財源支援（時限的措置）を行う。

〈提案に至るまでの経緯〉

令和２年３月 10 日　新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（厚生労働省　事務連絡）

令和２年３月 24 日　新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について（厚生労働省　事務連絡）

〈総合計画等の整合〉

“かたのサイズ”をめざす像（主要３つ）	11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを生み育てることができる。 66 病気にならないよう予防や衛生環境に気をつけている

○その他の計画（該当する場合のみ）

計画名称	
策定年度	
計画期間	

〈市民参加の状況〉

有 ・ [無]（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

〈政策等の実施時期〉

公布の日

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
市民部	医療保険課	[有] ・ 無　新旧対照表等

議案第38号参考資料
市民部医療保険課

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1．条例改正の目的

令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれたため、本市においても国内の感染拡大防止の観点から、対象者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うもの。

2．条例改正案の内容

傷病手当金の支給内容、給与等との調整について定める条文を追加する。内容は、国の財政支援の対象範囲と同一とする。なお、時限的な措置であるため、本則ではなく附則内に追加する。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日(※最長1年6月まで)

【支給額】

1日当たりの支給額［＝（直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）×（2/3)］× 支給対象となる日数（※日額上限あり）

【適用期間】

支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日の間に属する場合

（規則で定める適用期間の終期：令和2年9月30日まで)

3．施行日

公布の日から施行する。

交野市国民健康保険条例（昭和５５年条例第３２号）新旧対照表

新	旧
附　則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第９条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して３日を経過した日（以下「支給開始日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、５０銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第４０条第１項	附　則

に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の３０分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 ３　傷病手当金の支給期間は、その支給開始日から起算して１年６月を超えないものとする。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第１０条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。	